

公社日衛発第 148 号

令和 7 年 2 月 19 日

都道府県歯科衛生士会

会長各位

公益社団法人日本歯科衛生士会

会長 吉田 直美



定款変更のご通知

平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび日本歯科衛生士会は、令和 6 年度定時代議員会において定款の一部を変更いたしました。以下に変更内容をお知らせいたします。

変更内容

【変更前】学生会員：歯科衛生士養成課程及び大学院等の在籍者

【変更後】学生会員：歯科衛生士養成課程の在籍者で歯科衛生士免許を持たない者

変更の施行日

令和 6 年 7 月 1 日

定款の閲覧

変更後の定款は、本会ウェブサイト（「歯科衛生士の方へ」－「組織概要」）にてご覧いただけます。

貴機関にご所属されている専攻科生や大学院生の皆様に、今後、ぜひ正会員としてのご入会をお勧めいただければ幸いです。大学院生や専攻科生の皆様が公益社団法人日本歯科衛生士会の正会員となることは、単に会員になるということではなく、歯科衛生士としての専門性を高め、社会的な地位を向上させるための重要な一歩を踏み出すことを意味します。また、歯科衛生士会の一員として活動することで、歯科衛生士全体の未来をより良いものにするための力となります。

さらに、正会員となることで、認定歯科衛生士や災害歯科保健歯科衛生士の資格取得、研究助成、歯科衛生士賠償責任保険制度への加入、会員福祉制度の利用など、多くのメリットを享受することができます。これらは、歯科衛生士としてのキャリアアップや社会的な信頼の向上に大いに役立つものです。

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。今後とも本会の活動にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

公益社団法人日本歯科衛生士会 事務局

電 話: 03-3209-8020

Email: jdha2@jdha.or.jp